

# 原子力問題調査特別委員会

平成28年6月10日

東 海 村 議 会



開会 午後 時 分

○村上邦男 委員長 議会終了後ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまより原子力問題調査特別委員会を開催いたします。

本日は全員参加ですから、会議は成立してございます。

開会に当たりまして、マスコミのほうから写真撮影の申し出がございましたから、この辺につきましてどうですか。よろしいですか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○村上邦男 委員長 じゃ写真撮影につきましては、冒頭のみということでお願いしたいと思います。

それでは、早速本日の協議に入っていきたいと思います。

本日の協議は、先に提出されました請願第28-3号の「地域と住民の安全確保を強めるために、日本原電が『安全協定』を見直すよう求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願書につきまして、本日は請願者であります相沢一正さん、そして紹介議員であります江田議員が同席しております。本日は忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、早速この件につきまして、請願者であります相沢一正さんのほうから請願の趣旨についてご説明をいたします。よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部功志 委員 その前に1つ言いたいことあるんですけども、3月18日と22日に原特委がありましたけれども、その中で村上邦男委員長の議事の進行の仕方が極めて公平さを欠いているところがありました。そのことに関して、今後もそんなふうな公正さを欠いた議事の進め方をしていくおつもりなのかどうか、ちょっとこれから展開が極めて心配ですので、その辺のところを確認したいと思います。

○村上邦男 委員長 今、阿部委員の方から委員長の会議進行に疑問点があるということで意見がございました。ほかの委員さんにつきましては、その辺についてどうお考えですか。

○清宮寿子 委員 賛成です。

○村上邦男 委員長 何に賛成。

○清宮寿子 委員 時間をかけて、発言したい人の発言を全て発言させてもらうということがやっぱり必要かと思います。時間が制約されているということを前提でお話ししているものですから、発言したい人が発言の機会を与えられないんですよ。そこをやっぱり改善してほしいと思います。

○村上邦男 委員長 今の言っている意味は。

○清宮寿子 委員 3月のときもそうですが、やっぱり早急に請願を採択するということが前提で何か話がなされていましたような気がするんですね。私なんかも皆さんもそれぞれもっと話したいことがありましたけれども、時間の制約ということで大分話をすることを制約されました。話す機会がありませんでした。そういうことです。

○村上邦男 委員長 ちょっといいですか、私の方から反論して。私、独断で言ったわけじゃないですから。委員さん皆さんにお諮りした中での声があったもので進めている話ですから。

○阿部功志 委員 議事録手に入れていますけれども、そうではありません。非常に委員長の独断で、もうこう決まっちゃっているから、もう意見は言わせないというふうな進め方になっておりました。

○村上邦男 委員長 それは阿部さんのとり方でしょうから。

越智君。

○越智辰哉 委員 進行については委員の声を聞いて、公平公正な立場で委員長に進行していただければと思います。

○村上邦男 委員長 よろしいですか、じゃ。

じゃ、前置きが長くなりましたが、相沢さん、請願の趣旨説明をお願いしたいと思います。

○請願者 相沢一正 それでは、趣旨説明をさせていただきます。

この請願をしようとする理由でありますけれども、基本的には、この請願の中身というものは現行の原子力安全協定の中に規定されている所在市町村、所在市町村というのは別なふうな言い方では立地自治体とかいうふうに言われるわけですけれども、原子力施設が直接所在している自治体ということですけれども、その所在市町村の範囲とその権限の拡大というものを行ってほしいと。そのために必要な日本原電との協議というものを早急に進めるということを求めている、そういう内容なわけです。

なぜそういう内容の請願をするかということについてでありますけれども、福島原発事故のもたらしている現実というものを真摯に受けとめるならば、この今とまっている東海第二原発の再稼動という問題に対する協議においては所在市町村、つまり立地自治体、つまり東海村だけがその協議にかかわるということは、福島原発事故を踏まえている以上、これだけでは意味をなさない、十分じゃないというふうに考えるからなんです。

つまり、一旦福島原発事故のような事故、あるいはそれ以上の事故が起こってしまうと、

これは福島原発事故で明らかなように、その影響というのは単に立地自治体、所在市町村だけにとどまるものではない。これは当たり前と言えば当たり前であります。福島原発事故でいえば双葉町と大熊町、そこだけにこの影響というものはとどまるものではないということです。少なくとも広い範囲、30キロ圏とか、あるいは福島の場合は40キロ、50キロ、あるいはもっと大きいかもしれませんけれども、広いかもしれませんけれども、とりあえずそういう近隣の市町村を含めたところまで影響が広がるということは明らかであるわけです。

したがって、その影響範囲が広がる範囲の自治体、そういうところというのは所在市町村と同じような扱いといいますか、権限といいますか、安全協定上の権限というものが与えられてしまるべきだということなんですね。つまり被害が所在市町村、立地自治体と同じように被害をこうむる、そういう地域が、そういう被害を生み出すかもしれない原発の再稼動の問題において意見を言うということはすごく当然であり、当たり前のことであるし、それは地域自治といいますか、市町村自治という立場からいいたら当然のことなんだというふうに思うわけです。

そのことについては、一つのこれは当然のことなんですけれども、影響が出るかもしれないことを、その出発のところにおいて意見を言うということの権利、それを認めていくということは、繰り返しになりますが、地方自治、地域の自治というものを広げることにつながるし、それは強いていえば民主主義というものを広範囲なものとして活性化していく、そういうものにつながっていくというふうに私は考えているんです。

そして、そのことが東海村にとっては正しい選択だろうというふうに思うわけですね。そのような地域自治の発展、そして民主主義の広がりということを図っていくことは、東海村にとって大変大事な選択であるというふうに思うわけです。

そして、加えて言うならば、再稼動というようなそのことによってもたらされる、あるいはもたらされるかもしれない大きな問題、大きなある意味では負担というものについて、それを公平化するという意味も持ち得るんだということですね。これは、多くのところが当然公平な形で均等に負担していくということになるんだと思うんです。その2点が東海村にとっての公益だというふうに私は考えるわけであります。

それで、ここまで来た、このことをめぐるこれまでの動きについて、議員の皆さんも勉強なされているんだろうと思いますけれども、改めて確認しておきますと、この出発は2012年2月に原子力所在地域首長懇談会というのが結成されました。これは東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市の6市村の首長が、東海村と那珂市に立地する原

子力事業所などの今後のこと、そしてその原子力施設と所在地域のまちづくりに関し、政策的な観点から情報、意見交換、協議を行うために立ち上げた組織です。

そして、差し当たって、その2012年の7月に、1つは、東海第二原発の再稼動の可否判断に係る協議、それから使用済み燃料の安全対策に係る協議などに関し、東海のみならず、この6市村が同等の権限を持って参加すること、それから安全協定上の所在市町村の範囲と権限の拡大、さらにそれらを規定しているところの第5条（新增設等に関する事前了解）、それから第5条の2廃止措置計画、それから第10条、安全上の措置、第12条、立入調査等に関して、この安全協定上の規定の見直しを行う、こういうようなことを日本原電に要求したわけです。この首長懇談会が2012年7月の段階で、そういう要求を原電に出したということあります。

そして、それに基づいて、さらに2013年3月、6月と2回にわたって、その要求を繰り返し日本原電に求めたということがあるわけです。しかし、これに対して日本原電はちゃんと答えないということで、ぐずぐず日程が過ぎて、日が過ぎていったわけであります。

そして、その後にご存じの覚書の締結という事態になっていったわけです。協議が進まないのは、これは日本原電が応答しないということによるわけで、日本原電がこの話し合いの進展を妨げていたということになるわけですけれども、新たに覚書の締結ということがなされ、これはご存じのとおりだと思うんですが、その覚書の中で、どういうふうなことをこの首長懇談会との間で約束したかということは、この安全協定の見直しに向けた協議ということの中で、国の安全審査を踏まえ、茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判断を求める前までに茨城県をはじめとする構成自治体と安全協定の見直しをするものとする。大変回りくどい言い方でありますけれども、この再稼動の問題が問題として提起されるその前には、安全協定の見直しをするんだと、こういう約束をしたということです。それが覚書の中に規定されていて、そして当面は安全協定をめぐる継続審議を続けていくというふうな約束をしたということです。それが2014の、これは3月でした。

それ以来、一、二度話し合いがあったにしても進展はしていないという状況があります。実際に協議の進展はない、こういう現状にある。それは一にかかって日本原電側の問題だということが明らかになっているわけです。

こういう状態が今の現状なんですけれども、このときに当たって議会がこの請願書で提起した意見書というものを首長会議に提起することによって、その首長懇談会のいわば立場に立って、その実現に努めるという意思を鮮明にするという意味をこの意見書は持つわけでし

て、そういう意思、実現する意思を鮮明にするということは、極めて大きい意義を持つものだと私は考えるわけです。つまり日本原電に対して協議促進を進める、言い方を変えれば圧力をかけていくということは大きな力が必要なんです。大きな力がなければ日本原電は動かないということがあると思うんです。まさしくここで議会は首長の考えていることを理解しながら、それを応援していくということが要請されているんじゃないかな、私は一市民として考えるわけです。

かねがね山田村長が主張している「オール東海」ということがあります。山田村長はこの懇談会のリーダーとして、ずっと権限の拡大、関係自治体のこの権限の拡大というものを要求する先頭に立って動いてきているわけです。その山田村長にエールを送る。つまり「オール東海」という山田村長の意向を形に示すことが、安全協定の見直しという目的の実現に近づくことになるんだというふうに私は考えるわけです。そこで、この請願のお願いということになるということです。

以上、請願の中身と、そういう請願をする意味と、それからこれまでどういう動きがあつたのか、その首長懇談会の動き、もう一つの首長の集まりもありますけれども、それはちょっと省略しますけれども、まずはこの原子力所在地域首長懇談会の動きを説明し、それを踏まえて、その動きに議会として協力すべきではないかというのがこの私の本旨であります。それは民主主義の発展あるいは地域自治の進展ということにつながる問題なんだということを強調して終わりたいと思います。

以上です。

○村上邦男 委員長 ありがとうございました。

紹介議員の江田さん、何か追加ありますか。

○江田五六 議員 このたびの請願に対しまして、私、紹介者ということで紹介させていただいたわけでございます。そういったところで、今、請願者のはうから大変高邁なご意見をお聞きしましたんですけども、私もそこまではいっておりませんで、ただ請願者の基本的な考え方については私も同意できる部分がありましたものですから、紹介議員としてサインさせていただいたわけでございます。

その中で、やはり若干違いがあるかなと思う部分というのは、3・11を境に安全神話がまかり通っていたものが、3・11でもって、この神話が崩壊した。これはもう全国民誰もが承知する事実でございます。

そういった面で、やはり立地自治体だけがそれにかかわるということは、もう前の価値観

であって、3・11以降の新たな価値観のもとで、やはりせめてPAZにかかっている大みか近くまで行くわけですね、5キロといいますとね。あとひたちなか市も入るわけですね。ですから、日立、東海、ひたちなか市、せめて3自治体ぐらいは、やはりこういった協定、立地自治体と同じような形での協定にしていくことは、やはり原子力事業者にとってもいいことではないのかなと私はそのように思っておるわけです。

詳細について聞いておりませんので、多少この意見の面でざわついているかなと、そのように感じていますけれども、やはりこれから原子力事業者にとってどうあるべきかということを考えたときには、やはり新たな価値観を持っていかなければ前に進みません。ですから、旧態依然のままでなくて、思い切ってここでそういう転換をすることによって、せめて3自治体ぐらいとは新たな協定を結んでいくと、そういったことには私は賛成でございますので、全部協定を結べということはまだまだ拙速なことだと思いますので、この請願を採択していただきまして、意見書の中にはそういう形で妥協する部分として入れていっていただければ大変ありがたいかなと、そのように思っております。

もう最初から対立構造での請願に対しての審査でなくて、やはりお互にどういった方向にいけばいい方向を見出せるのかというようなそういう視点に立って、ぜひこの原子力特別委員会においても審議していただければ大変紹介者としてありがたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

○村上邦男 委員長 ありがとうございました。

ただいま請願者と紹介議員の方から趣旨の説明がございました。ここでせっかくの機会ですから、請願者と紹介議員が同席してございますから、委員さんのはうから何か聞きたいことがありますたら、挙手をお願いしたいと思います。ありますか。

越智委員。

○越智辰哉 委員 ありがとうございました。請願の趣旨、本旨はよくわかりましたし、時系列でこれまでの覚書出した経過も含めて説明いただいたんでよくわかったんですけども、途中でちょっとあらっと思ったのが、これまで首長さん方が協定の見直しを求めていたにもかかわらず前に進んでいなかったのは、これ原電側に問題があるねということを相沢さんおっしゃっていて、圧力をかけるべきだと言ったので、じゃ原電さんに圧力をかけるべきなんだなと思いきや、請願は、いや、首長さんたちにエール送るんだという話があったもので、請願は誰に働きかけるべき請願なのかというのがちょっとよくわからなくなつたので、その

点もう1回説明してもらっていいですか。

○村上邦男 委員長 よろしいですか、相沢さん。

○請願者 相沢一正 請願は、これは直接首長さん方のところ、団体のところへ上げるわけですけれども、つまり急いでというか、話し合いの協議の場を積極的につくるようにしていかないと、どんどんずるずる行っちゃうので、協議の場をやって、協議の場を開いてほしいと。そして、それはそのことが結果的にそれを議会も応援しているということになっていくということで、受け取る側は執行部と議会が一体になって、このことは、少なくともこの問題については要望しているんだということで、受け取る側としての圧力ということの意味で言ったわけで、こちらが要求しているのは、議会が要求するのは首長さん方に急いで、もっと働きかけを真剣に、そして急いでやって、それで話し合いを進めて、協議を進めてほしいという。それは議会もまさに応援しているんだということです。そういう趣旨なんすけれども、圧力というのは結果的に圧力になる。

○村上邦男 委員長 越智委員。

○越智辰哉 委員 ということは、首長会議の座長だったり、懇談会の座長に対して見直しが進むよう要請する。

○請願者 相沢一正 はい。ここにある意見書の中身のとおりですね。

○越智辰哉 委員 原電に対してじゃないんですか。

○請願者 相沢一正 これは、だから意見書を出すのは行政機関等という行政機関に対して出すのであって、民間に出すわけではないので、議会として出す場合の問題です。

○越智辰哉 委員 それは首長さんたちに対して、もっとしっかりやりなさいよということを私たち議会から言うという。

○請願者 相沢一正 もっとしっかりやりなさいというか、やっているんだけれども、なかなか進まない。議会も、だからやってほしいんだということを通して議会からもエールを送るという意味です、結果的に。

○越智辰哉 委員 進展ないのは原電さんに問題あるんだから、そこをあれしてもというふうに思ったんです、私はね。わかりました。

○村上邦男 委員長 ほかございますか。

吉田委員。

○吉田充宏 委員 すみません、話の中で相沢さんのお話の中でわかったと言えばわかったんですけども、この所在地域組長懇談会のメンバーは皆さん安全協定の見直しが必要だとい

うことを言われている。言わせていて、なおかつ東海村にはそういう初めの新增設だの何だの権限が与えられているにもかかわらず、あえて東海村が安全協定、ほかの地域の権限も東海村のほうからやったほうがいいよという話をするということなんですね。

○村上邦男 委員長 相沢さん。

○請願者 相沢一正 それは、つまり東海村の議会で今言っているというだけでありまして、ほかの議会は、ほかの議会で同じような議論がなされていく可能性というはあるんだと思うんですけども、今まで首長さん方の意向というのはいろいろなところから伝わってきてまして、6市村のうち大体5つですね、東海村含めて出ていまして、例えば一つの例としては、那珂市の市長などは、事故のリスク負担は所在地と同等である、近隣の都市として同等であると考えるのは当然のことであり、権限拡大を含む安全協定の見直しについて懇談会の構成自治体と一緒に連携をとりながら粘り強く要求していくというふうな意向を出しています。同じような意向をほかの町村、ちょっとニュアンスがそれぞれ違いますけれども、一応懇談会としては、そういうことでまとめて出しているということですね。

ですから、それぞれの自治体のところで、あるいはそれぞれの住民が僕と同じようなことを考える住民がいれば要求していくことになるんだと思います。これから先そういうことは出てくるんだろうと思うんですが、私が東海村の中で、もう既に権限を持っている東海村が先頭を切って、これは福島事故という前提が、もう今までと違った状況というのがつくられているわけですから、それを例として考えたときに、もう東海村だけじゃなくて当然その周辺にはという考え方方が僕は当然だと思うんだけれども、それをまさに権限を既に持っている東海村が言い出すことが大事だろうというふうにも思って、私は一人の請願者として、それを考えたわけです。同じことをきっとほかの自治体でこれから言うんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○村上邦男 委員長 吉田委員。

○吉田充宏 委員 もう一度確認なんですけれども、今、那珂市長の話が出たんですけれども、私の認識としては、東海村を除く5首長はもう見直しをすべきだと言っているというふうに理解しているんですが、それで間違いないんですね。

○請願者 相沢一正 つまり要求のこと、3回ほどやっていますのでと思いました。

○村上邦男 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 確認をしたいんですが、これは意見書の提出先としては、山田村長がたまたま座長ではあるけれども、懇談会、そしてもう一つの首長会議ということで、その組織

に上げる意見書ということですね。それで、東海村議会、東海村というのはもう既に権限は持っているところではあるが、そういうところだからこそ、本当にこの近隣の人にも同じような被害が及ぶかもしれないということで、東海村がぜひ枠組み拡大のところ、拡大の点について、もっとお話を進むようにと、東海村議会が懇談会に言っていくということがすごく意義が大きいなというふうに思うんですね。

もちろん相沢さんが説明された内容、本当にもっともだなということで聞きましたけれども、その権限が持っているところがなぜ言うのかじやなくて、権限が持っているところが先輩というか、やっぱりいろいろ見える分もあるということで、ぜひ広がるように言っていく、そこに何か意義があるなというふうに思うんですが、その辺よろしいでしょうか。

○村上邦男 委員長 相沢さん。

○請願者 相沢一正 僕もそのとおりに思っているんです。ほかの地域が言うよりも、既にそういう権限を有しながら再稼動の問題について協議できる、そういう権限を持っている東海村が、ほかの地域も当然、福島原発事故を踏まえるならば持つべきだということを言っていくことが積極的な意味を持つんだし、東海村のむしろ役割ではないか、東海村議会の役割ではないかというふうに思うんです。

少なくとも、ほかのところで首長さん方の権限が拡大していくということになれば、当然そこの地域の住民が意見を言うことになりますね。意見はいつでも言えるわけだけれども、少なくともこの協議、再稼動の問題で話を進めるというときに、東海村だけじやなくてほかの地域に広がるということは、ほかの地域の住民がまず意見を言うということになるんだと思うんですね。そして、その議会が物を言う。それを踏まえて首長さんがということになっていくので、これはやはりそのほかの地域の人も正式に話ができるんだということは積極的な意味を持ち得るんで、それを東海村から発信していくということは非常に大事なことだと、こう思います。

○村上邦男 委員長 植木委員。

○植木伸寿 委員 相沢さん、きょうはどうもありがとうございます。お話をございまして、この安全協定を見直すことによって、この再稼動への事前協議の権限を周辺自治体に拡大をしてほしいということでお話をいただきまして、お話をについては1回目させていただきました。

それで、今そのことについて相沢さんのお話、説明を聞いたわけですけれども、この下の方に、別紙の方に地域の住民と議会、首長の公平で慎重な議論が必要であるということで書

かれているわけでありますけれども、この辺については江田さんはどういうふうに紹介議員として感じていらっしゃるか、ちょっと聞いておきたいなと思ったんですけれども。

○江田五六 議員 持ってないんだ、俺。ちょっと待ってね。

○植木伸寿 委員 もう1回言いますか。

案のほうですね。意見書案の中に、地域の住民と議会、首長の公平で慎重な議論が必要ということで、今やっぱりそういう議論を住民の皆さんと首長が話をするということがやっぱり大事なんじゃないかって、相沢さんのほうからお話をあったわけでありますけれども、これを紹介議員として、江田さんはどういうふうに感じているかということでお聞きをしたいと思います。

○村上邦男 委員長 意見書案でしょう、今。

○植木伸寿 委員 はい、そうです。

○村上邦男 委員長 何行目。

[「真ん中から下あたり」と呼ぶ者あり]

○江田五六 議員 この部分というのは、地域と住民の安全確保のためには関係する地域の住民と議会、首長の公平で慎重な議論が必要なことを日本原電はしっかりと理解する必要がありますという、この部分だね。この部分についてどう考えているかということですね。

やはり先ほどもお話をさせていただいたと思うんだけれども、明らかに世の中が大きく変わっていることは事実だと思うし、変わっていかなければならぬと思うんですね、原電さんも。そういうたた変わっていくことによって前に進む部分もあるだろうと思うんで、その辺については先ほども申し上げましたように、5キロというのは大甕駅近くまで行っているし、ひたちなかも入っているわけですね。同じ東海村であっても、一部5キロ圏内から外れているところもあるわけですね。

これは皆さん避難計画の地図を見ればわかると思うんですけども、東海村であっても外れる。隣の市町村であっても大みかを中心とした多くの久慈浜、大みか、あの辺の多くの市民が入っているということを考えたならば、やはり先ほどお話ししたように、それと那珂市長の件がありましたんですけども、私は議員になったとき、那珂市民にこう言われたんです。ジェー・シー・オーの事故を受けまして、「東海村だけが原子力の施設を固有の所有別だと思う考えは間違っていますよ」と。「この前のジェー・シー・オーのときには那珂市米崎地域のほうが大きな被害を受けた。その下にある田んぼの米を検査してもらおうと思ったら有料ですと。しかしながら、東海村ははるか離れた米も無料です。こんなばかな話ないです

しょう」って、「江田、議員になったんだからその辺しっかり受けとめておいてほしい」という私の友達からの意見もありまして、やはり原子力ということについては立地自治体というそういういた考えではまずいと思うんですね。せめて先ほどもお話ししたように、この請願を採択していただいて、意見書を書きかえて、せめて3市町村ぐらいはそういう安全協定の見直しをすることによって前に進めていただければ大変ありがたいなど、私はそのように思っておりますところでございます。

以上です。

○村上邦男 委員長 じゃ、植木さん。

○植木伸寿 委員 ありがとうございます。ここに書かれていますように、今この首長の公平で慎重な議論ということになってきますと、やはりどうしても2分したようなそういう議論になってくるのかなと。今も一部ちょっと話が出てまいりましたけれども、やっぱりさまざまな捉え方というのが現実にはあるのではないかというふうに思うんですね。ですから、慎重な議論というのがどこまで担保できるのかなというのが正直ちょっとひつかかるところでございます。

以上でございます。

○村上邦男 委員長 ほかに。

恵利委員。

○恵利いつ 委員 相沢さんお疲れさまでした。今、今回おっしゃったことで1つキーワードというか、所在市町村にその影響がとどまるのでないというのは福島でもそれは明らかになつたことですけれども、こここの部分、私も共感するところなんですけれども、質問でも今回一般質問でもさせていただきましたけれども、原発によってもたらされる負担の公平化というのは、もう本当に今、そういう言葉使われましたね、さっき。原発によって、いろいろな住民の方への影響というのを考えたときに、日立の市長さんも、それこそ久慈町あたりの人たち、5キロ圏内にいる人たちの命と財産を守る。それ以上どこの市民もですけれども、広域ですけれども、5キロ圏と考えれば本当にそのお立場だろうし、そういうことを考えたときには、そういう原子力事故が起きた場合には、どこにも行ってしまうということを考えると、これは当然の首長さん方の思いだらうと思うし、東海村の山田村長も座長という立場と、それと議会で申し上げたのは、我々が逃げるときにもそういうところの方たちのところを通っていくんだよとか思うと、やはりそういう近隣市町村の皆様にも発言する権限というのはあってしかるべきだと思いますけれども、負担の公平化というあたりをもうちょっとお聞か

せ願えたらと思います。

○村上邦男 委員長 相沢さん。

○請願者 相沢一正 非常に正確な言い方難しいんですけれども、原発の再稼動をどうするかという問題は物すごく重い問題だと、これは思うんですね。どっちを選択するにしても、その地域にとって重いと思うんですね。代表するのは首長さんだけれども、首長さんの意向というのは、少なくとも僕は住民の意向があって、議会の意向があって、それらの総合としてあるんだというふうに僕は理解するものだから、それに非常に重い。重い決定というものはいろいろなところの影響を受ける、同じようなところでやっぱりそれがその重い決定にかかるわるということが必要なんじゃないかと。東海村だけが重い決定を強いられるということではなくてという意味ですね、これは。

だから、それだけの責任を持ちながらやるという、決定をしていくということで、そうなれば極めて慎重な審議というのがそれぞれの市町村で必要になってくるんだし、その結果を持ち寄ってこの懇談会として話す、話し合いをするということも非常に慎重にやらなくちゃならないということだと思うんです。負担の公平というのはそういう意味なんですかね。

○村上邦男 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 また、ちょっと確認をさせていただきたいんですね、請願出された方に。先ほど植木委員のほうから、地域の住民と議会、首長の公平で慎重な議論がどれだけ担保されるのかよくわからないんではないかみたいな発言ありましたけれども、私はこれを読んだときに、要するに拡大されればこういう場が保障される。それはやらなければならないということですね。だから、原電さんはやっぱり地域の安全ということで拡大の必要性というところもよく考えてほしいと、理解すべきだと、そういうことで表現されたのかなと思ったんですが、その辺どうなんでしょう。

これは結局この議論が必要になるというのは、当面でいえば再稼動についてどうだという議論を、それぞれのところが拡大されれば議論することが保障される。責任持つて議論しなければならない、むしろ。そういうふうになっていく。そのことが大事だということで、ここでは表現されているのかなと思ったんですが、そこはどうでしょうか。

○村上邦男 委員長 相沢さん。

○請願者 相沢一正 そういうふうに思うわけですね。当然、東海村の中で議論するというだけではなくて、広く議論がなされるということになれば、よりやっぱりいろいろな意見交換

が出てくる。広い民意を、それこそ広く吸収できるということになると思うんですね。それを僕は民主主義の広がりというふうに言ったわけですけれども、ですから、考えているところなんすけれども。

○村上邦男 委員長 大内委員。

○大内則夫 委員 どうもご苦労さまでございます。素朴な疑問というか、お答えできる範囲で結構なんですが、日本原電さんの話が出てますね、この安全協定。日本原電さんという企業は民間企業ですよね。安全協定というものは、これは法律で規定されているわけではないですね。間違いだったら言ってください。法律で規定されていないにもかかわらず、首長懇談会等々でその安全協定を見直しをしなさいというふうに言っています。民主主義という言葉もお使いになりましたけれども、結局日本原電さんは、それはこの前も事故を起こしたりしていますけれども、村民の生活に重大な影響を及ぼすような事故は起こしていませんよね、多分。にもかかわらず、首長懇談会等々で私の目から見たら袋だたきをしているように私は見えるんです。私はですよ。皆さんどういうふうに思うかわかりませんけれども、そういうことを私は首長懇談会等々に対して、もっとやりなさいというような意見書ですよね。そういうことは私の心の中ではいかがなものかなというふうに思っていますけれども、その辺で何かご意見があればお願ひします。

○村上邦男 委員長 相沢さん。

○請願者 相沢一正 安全協定というのは確かに法律ではないけれども、これはつまり国があれしているわけではないですけれども、地域の安全ということの中で日本原電も合意の上で結ばれている協定なんですね。これはもう長い歴史を持っていて、地域の安全ということを前提にするときに大事な話し合いをしてきているわけです。法律ではないけれども、事実上そういう重きを持ったものとして日本原電も認めてるし、首長さん方も認めてるという状況なんですよね。

ですから、そこをわきまえて安全協定というのは何かいい加減なものだということではないんだということを理解しなければならないと思うんです。そして、当然のこととして、原子力施設というのは危険だという前提になっているわけですね。だから、そのために地域との協定をちゃんと結んで安全に運転するようにということが結ばれているわけですから、その一方の自治体の側、安全を求める側がいろいろな意見を言うということは、これは別に日本原電をバッシングしているということではないと思う。当然の協定上の精神に基づいてやっていることだと思うんですよね。

しかも、今言っている首長さん方の要求というのは、しごく答弁だと。これは大体それは当然じゃないというふうに言う人は余りいないというふうに僕は受け取っておりますけれども、そんなふうなことでいいですか。

○大内則夫 委員 よくわかりました。ただ、繰り返しになりますけれども、安全協定は結んでいるんですよね、今ももちろん。むすんでいますよね。それを見直せということですね。それは、協定というのは当事者同士がしっかり議論をしてやっていけばいい話で、我々議会が、首長さんがもうやっているわけですよね。そこまで何か強制的にやりなさいというようなことまでやらなければいけないのかな。私個人の感覚では、そこまではやる必要ないのかなというふうに私は個人的には思っています。

○村上邦男 委員長 そろそろ時間なんだけれども、最後ね。

○阿部功志 委員 ちょっと待ってくれ。だから、そういう進め方がおかしいって、さっき言ったじゃないですか。

○大名美恵子 委員 安全協定、特に第5条に係る新增設のあたり、今回の再稼動もそうですけれども、これは首長だけの判断ではなくて、首長が判断するときは必ず議会、そして住民、ここがかかわって結論を出していくということなんですね。だから、ここにも書いてあるような地域の住民と議会、首長のというふうにあるわけですよ。

だから、今この大内委員とのやりとりをする意味じやなくて質問の時間ですから、相沢さんにお聞きするようになるんだと思うんですが、あえて議会に、東海村議会がこの懇談会などに意見を出していくことの意義や役割については最初確認されたと。納得してなかったのかなというふうに思うんですが、私は確認されていたなというふうに思うんですね。

それで、当事者同士がやればいいと言いますけれども、じゃ東海村でいけば東海村議会も住民も当事者じゃないのかといったら、そんなことはないと思います。当事者だと思うんですが。拡大されるとなれば、それぞれの首長、議会、住民も当事者になっていくということではないんでしょうか。

○村上邦男 委員長 相沢さん。

○請願者 相沢一正 そういうふうに考えながらずっと発言しているわけなんですけれども、大内さんの考え方やっぱり住民とかいうのが抜けちゃっているんじゃないですか。非常にやっぱり住民の考え方をどう議会が吸い上げて、議会の役割の中の大きな要素だと思うんですよ。住民が考えていることについて、それをできるだけそれに沿うようなことを考えていくという、そういうことが大事だと思うんです、議会の役割として。今この再稼動をめぐる問

題で、これから問題になるというのは手続の問題だ。手續の問題の中で、これ首長の判断というものが一つの大変なものになっていくと。今まで川内原発や何か動いたときの様子を見るとそうだと。だから、そのところに本当に住民の意見が反映し、議会の意見が反映して首長の意見になるようにということが必要なんです。今度の場合は首長が動いているわけだから、それを議会は応援していくということで僕は何度も言うけれども、自治の発展、民主主義の発展というものをつかみ取っていくべきだと、こう思っているんですよ。

○大内則夫 委員 いいですか。

○村上邦男 委員長 反論になっちゃう。やり返ししないで。

○大内則夫 委員 ただ一言だけ。私も住民の代表で、住民の代表じゃなく、まさに個人の意見だということではないので、私もいろいろな住民の思いを背負って、今、議員をしていますから、これも住民の意見だというふうに思っていただきたいというふうに思います。

○村上邦男 委員長 じゃ、ほかの方。

阿部さん。さっき文句言ったから、何があるんでしょう。

○阿部功志 委員 今どうして私指名したかというと、さっき文句言ったからですか。

○村上邦男 委員長 そうだよ。

○阿部功志 委員 さっき文句言ったからって、そういう進め方がおかしいと言っているんですよ。

○村上邦男 委員長 いいでしょう、やつたらいいでしょう。

○阿部功志 委員 やつたらいいでしょうじゃなくて、そういう……。いいですか、こういう公の場の委員長の進め方でもって、進め方に対して意見を言ったときに、それを文句という受けとめ方をする。そういう委員長の姿勢に極めて大きな問題があるということを私は先ほど最初に申し上げたんですよ。それをわかってないですね。

○村上邦男 委員長 不信任案出したら。

○阿部功志 委員 そういう開き直る……、不信任案出しても構わないけれども、そういうふうに開き直るんじゃないなくて、ちゃんと公正に進めてくれということをさっき言ったんですよ。

○清宮寿子 委員 いいですか。私も……

○村上邦男 委員長 指されてから言ってください。

清宮さん。

○清宮寿子 委員 ごめんなさい。事務局のほうからこの月曜日にいただきました原子力問題調査特別委員会の資料を全部これ読ませていただいて、ちょっとその中読んでいて素朴な疑

間なんですが、ちょっとお聞きしたいことありまして、これは原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書なんですけれども、その中の第5条、新增設等に関する事前了承というところ、例えばここをとるんですが、事業所、甲乙丙丁ってなっているんですが、事業所は事前に県と立地村の東海村に了解を得るものとあるんですね。県はこの東海村には了解を得るけれども、この同じ内容において必要があると認めるときは甲乙丙、隣接市町村ですか、丙の意見を求めるものとするという、全部読んでみるとそういう言い回しというのが非常に多いんですが、本来ならこの時点で隣接というか5市町村も、東海村と同等の権限を持つということに、本来ならこういうふうに記載されるべきものだと思うんですが、この時点で東海村とはまた違った、ただ単に意見を求めるものとするというのが多いんですね。これに関して何でこういうふうないきさつになったのかなというのが、ちょっとその辺がわからないものですから、質問を。

[発言する者あり]

○村上邦男 委員長 ちょっとこれは相沢さんも答えられないですね、これは。そういうことでよろしいですか。

○清宮寿子 委員 はい。すみません。

○村上邦男 委員長 ほかに。

いいですか。そろそろ。長く時間がかかりましたから。

江田さん。

○江田五六 議員 余りしゃべるのもどうかと思うんですけども、紹介議員でありながら。やはり私はこの請願を採択するしないで、再稼動とかそういうものに結びつけるんじゃなくて、やはりこれから東海村の原子力に対しての方向づけ等々においても、やはり村民のためにも、また原子力にかかわっている村民のためにも、そういった最初から対立構造でなくて、どういった形でもっていったらいいのかということを考えて、新たな形での提案をしていただける、これを機会にいただければ大変ありがたいなど。私はそのように思っての先ほどの東海村含めた2市との協定の見直しということを提案させていただいたわけでございます。

以上です。

○村上邦男 委員長 それでは、請願者の相沢一正さんと紹介議員の江田議員、長時間にわたってありがとうございました。

休憩とる。やっちゃんていい。ありがとうございました。

それでは、ただいま請願者と紹介議員のほうから説明があって、各請願者と紹介議員のほうに質問等がありました。そういう中で、とりあえず今度は本題に入りまして、この請願の取り扱いについて今後どうしていくか、ちょっと皆さんのお意見をお聞きしたいなと思っています。

越智委員。

○越智辰哉 委員 少しさっきの質疑を踏まえて意見交換をやったほうがいいなと思うんですけども。

○村上邦男 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 意見交換の前に、せっかくこれ出していただいているので、安全協定などもやっぱり今請願者に確認したりとか、それからやっぱり当事者って一体どこなのみたいなものも、検討する請願の重要な部分の共通認識を図るというのが大事かなと思いまして、これをただそれがというんじゃなくて、ちょっと勉強したほうがいいのかなと思ったんですね。どういうふうにしていくかというのは、ちょっとそこは議論していいと思うんですが。

○村上邦男 委員長 今、大名委員の方から一番大事な安全協定結んだ内容も含めて、当時とその後、何回か改定をされていますけれども、その部分も含めて説明をもらうということですか。

○大名美恵子 委員 執行部の説明というのは難しいんでしょうかね。

○村上邦男 委員長 執行部できるでしょう、協定は。

○ 委員 いや、多分執行部ではわからないです。これ三段表みたいなものちゃんとあって、県だと思うんですね。県は説明できると思うんです。来てくれるかどうかは別です。

○村上邦男 委員長 向こうも議会中だぞ。

○ 委員 ここで説明できるなら説明してもらってもいいと思いますけれども。

○大名美恵子 委員 いないの、きょう、執行部。

[「きょうですか」と呼ぶ者あり]

○大名美恵子 委員 きょうとはいかないでしょう。だからその方向性だけ。

○恵利いつ 委員 私も安全協定、安全協定と質問にも出しながらも、本当に見ると理解がやっぱりきちんとできてない部分もあるかなと思うところに、清宮委員の先ほどの発言聞きながら思いましたので、改めてやっぱりどなたが教えていただけるんだったら、きちんと共通認識を持って、この請願をどうするかというところに立ったほうがいいかなという思いに今

至っております。

○村上邦男 委員長 今2人ほど、要するに協定書の内容の説明等をいただきたいという意見がありますけれども、どうしますか、皆さん。

阿部委員。

○阿部功志 委員 私も賛成ですね。細かく知りたいですね。

○村上邦男 委員長 ほかの方はどうしますか。今3人目の方いますけれども。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村上邦男 委員長 異議なし。そうすると、県が音頭とつづくった協定書だと思うんですよ。そうすると、村の担当課では、かわっているから前のいきさつがわからないような気もするんだけれどもね。その辺。

○大名美恵子 委員 県は原子力安全だね。

○村上邦男 委員長 原子力安全対策課だつて、県の。

○恵利いつ 委員 直接そこじゃなくても村に……。

○村上邦男 委員長 村でとりあえず。

大名さん。

○大名美恵子 委員 それはとりあえず村の担当課に、そういうことで原特が勉強したいんだと。誰か説明者を準備していただきたいですって、委員長から。

○村上邦男 委員長 じゃ、ちょっと休憩して原対課に聞いてくれる。

ちょっと休憩しましょう。今4時だから10分まで。

休憩 午後 4時 分

再開 午後 4時 分

○村上邦男 委員長 10分と言ったんだけれども、皆さん集まつたから再開したいと思います。

先ほどの安全協定の説明で執行部のほうを確認しましたら、知っている範囲で説明しますということで説明もらうことになりました。手続はありますから、きょうのきょうはもうできないですから、13日の……。

[「建設農政が……」と呼ぶ者あり]

○村上邦男 委員長 終わってから。それ終わってから。

- 恵利いつ 委員 建設農政、私と……。3人ですね。
- 村上邦男 委員長 大内さんもそう。4人だ。だめだ。
- 大内則夫 委員 協定書もらってみんなに配っておいたら。
- 村上邦男 委員長 もらっているよ。入っているよ、協定書。

[発言する者あり]

- 村上邦男 委員長 入っているよ、全部。
- 一般質問いつだっけ、終わるの。13日だっけ。14日は何もないんだっけ。

[「14、15はもう入れちゃった」と呼ぶ者あり]

- 村上邦男 委員長 入れちゃった、1日。14、15、16。

[発言する者あり]

- 委員 全協は何時頃終わるんですか、予定は。
- 議会事務局 全協は議会が終わり次第ということなんです。
- 村上邦男 委員長 全協は何やるんだ。
- 議会事務局 全協は東ガスの説明ですね。ですから、午前中に終われば午前中に入れちゃおうと思っていますし、延びれば午後一番でやろうと思っています。

[「議会報が20日」と呼ぶ者あり]

- 大名美恵子 委員 議会報はどれぐらいかかるんですか。

- 恵利いつ 委員 議員会は朝。

- 大名美恵子 委員 13日の朝。

[「議会報1時間かかるって」と呼ぶ者あり]

- 村上邦男 委員長 じゃ、次回の開催日程をちょっと調整しましょう。今20日の3時という話もありましたけれども、どうですか、皆さん。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

- 清宮寿子 委員 そうすると、13日の原特委はどうなるんでしょうか。この前予定した。それはないですね。

- 村上邦男 委員長 だから、2つの……。10日になったから。第1と第2とっておいて10日になったから。

- 清宮寿子 委員 そうか、13日はもともとなかったんですね。

- 村上邦男 委員長 じゃ、よろしいですか、20日の3時ということで。15時。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○村上邦男 委員長 それで、次回は安全協定に対して若干説明もらって、質問しても、わかっている範囲だけしか答えられないそうですから。それでよろしいですか。

だから、できれば懇話会の内容も、読むとわかると思うんだけれどもな、それも。とりあえず前もっていただいた資料を皆さんお読みいただいて、協定も含めて、懇談会も含めて疑問点があつたら執行部で今回説明に来るそうですから、質問して答えられるものは答えていただいて、答えられないものはやむを得ずということで、きょうはこれで終わりにしたいと思うんですけども、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○村上邦男 委員長 ご苦労さまでございました。

[「L3」と呼ぶ者あり]

○村上邦男 委員長 すみません、まだ終わりじゃないです。議題2があります。

L3につきまして前もお話ししたんですけども、今回たまたま国の方で若干このL3について動きがありました。

副委員長ちょっと。

○武部慎一 副委員長 原電からの申請の許可が出ていますけれども、それについての審査が結構進んできているということで、そしてL3についての補正申請とかこれからやっていく形になるんですが、これについて今まで規制庁に、津波と地震動という耐震の話の基準震動の話とか全部書類が出てるんですが、その辺の資料がまだ出てないということがあって、概要的にそこら辺は説明していただくということは可能かなと思うんですが、スケジュール的には、これから補正申請を出してという形なんで、きょうはちょっと資料持ってきてないんですが、そこら辺を含めてスケジュールが今後どういうふうに考えているかというのを原電から伺うということも必要かなと思いますけれども、まだちょっときょうのところはここまで資料全部持っていないので、そんなところです。

○村上邦男 委員長 今、副委員長の方から国の動きの話がございました。そういう中で若干ある程度残った資料も提出した中で原電さんのほうから新たな事象なものですから、その辺の説明ももらうのか、今のままでよろしいのか。とりあえず今回は、次回は請願の説明を聞いて、その辺について、その後でちょっと協議したいと思うんで、きょうはこれで終わりにしたいと思うんですけども、よろしいですか。

○大名美恵子 委員 結局L3について、この次のときは考え方持ってきたほうがいいですか。

○村上邦男 委員長 持ってきたほうがいいですね。今、副委員長が言ったけれども、新聞に

も載っていましたから、そういうことも含めて。その辺について次回の請願終わった後はちょっとこの辺について、そのときには議論したいと思います。きょうはこれで終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○村上邦男 委員長 ご苦労さんでございました。

散会 午後 4時 分